

(3) 【英語】 The website of Ome City Government is also available in: English, Mandarin, Cantonese, Korean, and Spanish.
 【不語】 La pagina web del Ayuntamiento de Ome esta disponible tambien en: ingles, mandarin, chino cantones, coreano y espanol.

平成29年度国民年金保険料と年金額

国民年金保険料は毎年度改定されますが、平成29年度は前年度より230円引き上げられ、月額1万6千490円となります。

納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されますが、4月中旬に1年分・または6か月分を前払いすると割引されます。

また、今年度から、任意の月から翌年度末までの前納が可能になりました。(最大で4月分から翌々年の3月分までの2年分の前納が可能になります)

▽年金事務所への申出書の提出が必要です。(電話での受付はできません)

▽申出書の提出後、前納用納付書が送付されます。▽納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。

▽5月以降に前納する場合、翌々年3月分までの23か月分といった前納が可能です。29年5月以降に、納付を希望する月から翌々年度末までの納付を御希望の場合は、年金事務所へご相談ください。

支払方法は、金融機関・コンビニエンスストアでの現金支払いのほか、口座振替やクレジットカード払いがあります。希望する方は、青梅年金事務所へご連絡ください。

事務所 ☎ 30・3410



平成29年度国民年金保険料

納付方法	1か月分	6か月分	1年分	2年分
現金支払(月々)	16,490円	98,940円	197,880円	393,960円
現金支払(前納)		98,140円	194,370円	379,560円
割引額		800円	3,510円	14,400円
口座振替(前納)	16,440円	97,820円	29年度の申し込みは終了	
割引額	50円	1,120円		
		29年10月～30年3月分		
		※29年4月～9月分の申し込みは終了		

※現金の納付の2年前納については、4月中の納付であれば可能です。(年金事務所へ申し出を行う必要があります。)

就学援助費・特別支援教育 就学奨励費について

経済的な理由により教育費の支出にお困りのご家庭や、特別支援学級に通学・通級している児童・生徒のいるご家庭に対し、給食費、学用品費、修学旅行費など、就学に必要な経費の一部を援助しています。

援助を受けるためには、申請が必要となります。市内の小中学校に通学する児童・生徒のいるご家庭には、4月に学校を通して申請書を配付します。詳しくは教育委員



会教育総務課へお問合せください。

なお、特別支援学校に在籍している場合は、在籍校へお問い合わせください。

問い合わせ 教育総務課 学務係

民生委員・児童委員が 変更になりました

大門3丁目の民生委員・児童委員が4月1日付けで変更になりましたのでお知らせします。

新任者 本橋和夫 ☎ 22・7713

前任者 赤川幸子

なお、梅郷2・3丁目を担当していた西千恵さんは2月28日付けで退任しました。後任は未定です。

問い合わせ 福祉総務課

児童手当は中学校 卒業により終了します

児童手当は、中学校を卒業する3月分までの支給となります。

ほかに支給対象となるお子さんがいない場合は、4月下旬に2、3月分の手当を指定の口座に振り込みます。

※4月以降も対象となる



お問い合わせ 子育て推進課 援助成係

児童下校時の安全放送について

市教育委員会では、小学校低学年が下校する時間に、児童の見守りをお願いする、防災行政無線による放送を平日の午後2時30分(春・夏・冬休み期間中を

除く)に行っています。

ただし、4月の1か月程度は小学1年生に合わせた午前11時30分に放送します。

問い合わせ 指導室

国民年金保険料には免除・納付猶予制度があります

経済的な理由などから保険料を納めることが困難な方には、申請により保険料が免除・猶予される制度があります。

※学生の方で納付が困難な場合は、学生納付特例制度があります。

保険料免除制度とは 本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合、申請書を提出いただき、承認されると保険料の納付が全額または一部免除になる制度です。また、退職や失業した場合は、退職者の所得を除外して審査する特例免除制度もありますので、ご相談ください。

免除・納付猶予の申請手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号が分かる納付書など
- ②認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③本人確認書類
- ④雇用保険受給資格証・離職票等、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(退職や失業による特例免除の場合)

問い合わせ 市保険年金課 国民年金係、青梅年金事務所 ☎ 30・3410

国民健康保険加入している方へ 温泉センターの利用料を助成

国民健康保険に加入している方を対象に、次の保健施設「温泉センター」の利用料を助成します。どうぞご利用ください。

なお、後期高齢者医療制度該当者(75歳以上)はこの利用券の交付対象にはなりません。

助成期間 平成30年3月31日まで

交付方法 青梅市国民健康保険被保険者証を持って保険年金課(市役所1階 および各市民センター)へ本庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時まで(ただし、各市民センターは休館日を除く)にお越しください。

付係 問い合わせ 保険年金課



施設名	数馬の湯	もえぎの湯	瀬音の湯	つるつる温泉
所在・電話	檜原村 2430 042-598-6789	奥多摩町 氷川 119-1 0428-82-7770	あきる野市 乙津 565 042-595-2614	日の出町 大久野 4718 042-597-1126
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日火曜日)		3月・6月・9月・12月の第2水曜日	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日水曜日)
割引後の入館料金	大人(中学生以上) 終日 500円 小学生 終日 210円	2時間 450円 2時間 200円	3時間 700円 3時間 250円 小学生 100円	3時間 620円 3時間 210円
超過料金		1時間ごとに大人 200円	1時間ごとに大人 200円 小学生 100円	1時間ごとに大人 210円
その他	未就学児は無料 営業時間および休館日は各施設へお問い合わせください			